

第21回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月)午前10時00分から
2. 開催場所 川西町役場 大会議室
3. 出席委員(10名)
会長 10番 大沼 藤一
会長職務代理者 9番 新野 勝廣
委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 会議書記の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 報告第38号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について
 - 第 5 報告第39号 非農地証明の結果報告について
 - 第 6 議 第114号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第 7 議 第115号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)
 - 第 8 議 第116号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也
主事 玉田 絵里子
6. 会議の概要
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第21回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席4番佐々木一宏委員、議席5番勝見和彦委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第38号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをお開きください。報告第38号、令和3年10月1日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議報告について、所有権の移転、9月申し出件数3件、田2, 393㎡、畑2, 219㎡、うち個人への調整決定件数2件、田1, 878㎡、保留について1件、田515㎡、畑2, 219㎡、うち所有権の移転合計が2件、田1, 878㎡となります。この内容につきましては、2ページをご覧くださいまして、整理番号1番につきましては保留、2番、3番につきましてはこちら調整決定となりますが、本件●●氏につきましては、株式会社ジゴボッチャに対しての貸し付けを、中間管理機構と同日で行う必要がありますので、こちらについては、11月の総会において審議にかけさせていただくこととなりますので、今回総会におきましては、あっせんに関する集積計画の作成はありませんので、よろしくお願いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第39号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

3ページをお開きください。報告第39号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。4ページお開きください。願人●●、土地については、大字黒川字高橋371-4、畑42㎡、計畑3筆145.30㎡、非農地となった時期及び事由については、耕作は以前からしておらなかったということですが、平成10年頃から管理もできなくなって、原野状態になっているものということでございます。令和3年10月15日に、新野委員、阿部委員、事務局職員で現地を調査いたしまして、申請のとおり内容は相違ございません。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第114号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

5ページ目をご覧ください。議題114号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので、受理、不受理を決定されたい。令和3年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は18件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字中小松字片町2924-1、田57㎡、計田6筆9,260㎡、平成8年6月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直し及び自作するものです。なお、上の二筆について自作、そのほかの下
の四筆については貸し直しとなります。2番●●、●●、大字中小松字六角3494-1、田2,913㎡、計田4筆3,893㎡、平成26年1月27日から5年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。これ以降、3番から9番については、付記はすべて貸し直しとなりますので、付記の読み上げは省略させていただきます。3番●●、●●、大字大塚字前沖364-1、田3,179㎡、平成30年4月1日から5年間、10a借賃●●円。次のページをご覧ください。4番●●、●●、大字大塚字新田前田1370、田714㎡、令和2年4月27日から5年間、10a借賃●●円。5番●●、●●、大字大塚字新田前田1783、田4,105㎡、昭和52年4月28日から10年間、10a借賃●●円。6番●●、●●、大字大塚字鬼神西413-1、田4,085㎡、平成29年9月25日から5年間、10a借賃●●円。7番●●、●●、大字高山字新屋敷2158-1、田1,031㎡、計田5筆5,268㎡、平成31年2月25日から3年間、10a借賃●●円。8番●●、●●、大字高山字石樋2240-1、田1,168㎡、平成2年6月29日10年間、10a借賃●●円。9番●●、●●、大字高山字石樋2220、田743㎡、計田3筆8,439㎡、畑4筆1,928㎡、令和3年2月25日から2年間、10a借賃田が●●円、畑が●●円、解約後、貸し直し及び自作するものです。内訳については、上から六筆は貸し直し、一番下の一筆は自作となります。10番●●、●●、大字高山字八幡堂西812、田4,790㎡、計田3筆16,171㎡、平成30年3月1日から5年間、10a借賃●●円。解約後、貸し直しするものです。11番から18番までの付記はすべて貸し直しとなりますので読み上げは省略させていただきます。11番●●、●●、大字高山字宿南70-3、田6,475㎡のうち2,500㎡、平成29年6月1日から5年間、10a借賃●●円。次のページをご覧ください。12番●●、●●、大字時田字嫁橋423、田977㎡、計田10筆18,295㎡、平成30年6月1日から5年間、10a借賃●●円。13番●●、●●、大字堀金字的場1802-1、田2,583㎡、計田5筆8,434㎡、畑1筆323㎡、令和3年4月1日から1年間、10a借賃、一番上の的場の一筆が●●円、谷地の田が●●円、畑が●●円となります。14番●●、●●、大字堀金字八合田1731-1、田6,790㎡、平成9年4月28日から10年間、10a借賃●●円。次のページをご覧ください。15番●●、●●、大字堀金字宝領849-1、田1,210㎡、平成26年5月1日から10年間、10a借賃●●円。16番●●、●●、大字尾長島字野守塚二3888-1、田2,085㎡、計田4筆14,288㎡、令和3年3月26日から1年間、10a借賃、上の一筆が●●円、そのほかの3筆が●●円となります。17番●●、●●、大字吉田字石田4459、田1,363㎡、計田3筆6,369㎡、令和3

年4月1日から10年間、10a借賃●●円。18番●●、●●、大字洲島字平6329-1、田3,096㎡、平成26年4月1日から10年間、10a借賃●●円。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(新野委員挙手)

新野代理。

委員 新野 勝廣

17番についてお伺いします。解約後、貸し直しの相手は決まっていますか。

主事 玉田 絵里子

17番の案件につきましては、解約後、中間管理機構で、同じ方●●が借りられるということになっております。

議長 大沼 藤一

よろしいですか。

委員 新野 勝廣

はい。

議長 大沼 藤一

ほかにございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第115号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

10ページ目をご覧ください。議第115号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年10月25日提出、川西町農業委員

会会長名。申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字中小松字塚田2688、田2, 817㎡、計田21筆63, 006㎡、畑3筆4, 893㎡、経営移譲年金受給継続、借り受です。以上今回の申請について、借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、10月20日に推進委員荒井委員が現地調査いたしました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、借り受です。借人は意欲的に農業を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第116号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

11ページをお開きください。議第116号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和3年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番、貸し人●●、借り人株式会社キューアドリーム代表取締役、鳥谷亮一、土地については大字西大塚字松森前2282-1、田247㎡、計田5筆4, 056㎡、使用目的は重機置き場及び資材置き場でございます。申請地を借り受け除雪機械、建設用機械置き場及び資材置き場として利用するものでございます。別添資料1番の補足資料により補足させていただきます。1ページをお開きいただきまして、申請書の内容でございます。2番の転用の事由の詳細ということで、今回の転用

事業者については、長井市から毎年除雪業者として業務委託を受けている業者でございます。除雪機械4台及び建設用機械1台、合計3台とありますが、合計5台ということで訂正させていただきます。現在は、今回の申請地ではなく別の場所に重機置き場の用地として借地がございますが、今回、借地している所有者の方から返却を求められておりますので、改めて今回の申請地に重機置き場、資材置き場を求めるものでございます。3ページをお開きいただきまして、赤く着色された部分が今回の申請地となります。農地区分は第2種農地と判断いたします。土地の利用計画図については、5ページお開きいただきまして、5ページのとおりでございます。主には重機置き場が多いのですが、その他必要な資材置き場として、今回申請地を確保する計画でございます。事業費は合わせて50万円でございます。全額自己資金で調達する計画で、残高証明書で確認しております。汚水、排水についての同意は必要ございませんで、雨水は自然流下の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

報告いたします。番号1番について、令和3年10月15日に、新野委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内にある田であり、重機置き場及び資材置き場にするための申請です。転用後については建物を建設する予定もなく、被害防除計画から周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

これもちまして、第21回川西町農業委員会総会を閉会いたします。